

介護老人福祉施設の報酬体系の見直し案 - 全室個室・ユニットケア施設の居住費②(低所得者の範囲・負担軽減額)

対象者	介護報酬による負担軽減額	利用者負担額	他制度による軽減措置
			保険料第1段階 (市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等)*
保険料第2段階 (市町村民税世帯非課税者等)*	1万円	施設が定める額-1万円 ※ 平均的には3~4万円程度	----- なし
保険料第3段階~第5段階 (市町村民税本人非課税者等、市町村民税本人課税者)	なし	施設が定める額 ※ 平均的には4~5万円程度	なし

* 対象者の区分について、それぞれ、いわゆる「境界層該当者」を含む。

※ 平成13年度以前に整備された既存の施設において、

- ① 平成13年度以前に法人の自己資金で個室・ユニット部分を建築した場合
- ② 平成14年度以降に拡張等を行って個室・ユニット部分を建築する場合

は、当該個室・ユニット部分に対して建築時に従来の施設整備費補助金が交付されており、その相当額分だけ居住費が低額に算定されるため、低所得者対策を行わない。

【居住費の試算*1】

試算額（1人月額）			試算の前提条件	
新築・増改築等により個人スペースを新たに整備する場合 （新築・増改築時に個人スペースに国庫補助金が算定されない）	既存施設において法人の自己資金により算定基準面積を上回る個人スペースを整備した場合 *4 （創設時に個人スペースに国庫補助金が算定）	既存施設において今後拡張等により個人スペースを整備する場合 *5 （拡張時に個人スペースに国庫補助金が算定されない）	建築単価	借入金利
3.8 万円	2.5 万円	2.8 ～ 3.5 万円	国庫補助基準単価	2.0%
4.4 万円	2.7 万円	3.1 ～ 4.0 万円	179,400 円/㎡ *2	5.0%
4.1 万円	2.5 万円	2.9 ～ 3.7 万円	国庫補助基準単価	2.0%
4.8 万円	2.8 万円	3.3 ～ 4.3 万円	207,200 円/㎡ *2 *3	5.0%

*1 個人スペースの建物関連費用、借入金利子、光熱水費、燃料費、建物関連の修繕費を試算し、準個人的空間の器具備品費は除外した。

*2 通常の地域に適用される本体工事基準単価（平成 13 年度単価を基に試算）

*3 北海道、東京都、大阪府などの地域に適用される本体工事基準単価に、特別区・政令指定都市・中核市といった都市部に建設する場合に適用される都市部特例(10%)割増加算した後の本体工事基準単価（平成 13 年度単価を基に試算）

*4 平成7年度以降に整備された施設が、新設施設と同じ面積の個人スペースを整備することを想定した。

*5 平成元年度以降に整備された施設が、平成 14 年度以降に居住福祉型の国庫補助金により拡張工事(現在定員の増員なしに延面積を増加)を行って個人スペースを整備することを想定した。創設時の算定基準面積により試算額は変動する。

*6 原価算定期間は 20 年とし、将来の料金収入や費用の現在価値による換算額が等しくなるように試算した。

関連するデータ

【特別養護老人ホームの入所者の保険料段階】（平成 13 年 5 月国保連審査分）

保険料段階	全体比	1 段階 (300 円/日)	2 段階 (500 円/日)	3～5 段階 (780 円/日)
新規入所者	28.0%	11.5%	56.5%	32.0%
旧措置入所者†	72.0%	38.0%	58.1%	3.9%
老人保健施設		3.8%	22.4%	73.7%
介護療養型医療施設		6.8%	24.2%	69.0%

† 旧措置入所者は食費の特例標準負担額により分類した。

【全国の第1号被保険者全体の保険料段階】

保険料段階	1 段階	2 段階	3～5 段階
	2.2%	29.0%	68.8%

† 平成 12 年 1 月「介護円滑導入臨時特例交付金」交付額算定調書より算出した。

【高齢者世帯の1ヶ月間の支出】（平成 11 年全国消費実態調査）

世帯区分	住居		光熱・ 水道③	家具・家事 用品④	①+③ +④	②+③ +④
	住居①	家賃②*3				
平均年間収入の世帯						
2人世帯(年収 487.6 万円)*1	1.9 万円	3.1 万円	1.7 万円	1.1 万円	4.7 万円	5.8 万円
1人世帯(年収 213.8 万円)*2	2.1 万円	3.3 万円	1.0 万円	0.8 万円	3.9 万円	5.2 万円
年収 200 万円未満の 2 人世帯 (2人世帯に占める割合 6.27%)	1.2 万円	2.5 万円	1.4 万円	0.6 万円	3.2 万円	4.5 万円

*1 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

*2 60 歳以上の単身無職世帯

*3 家賃・地代額、および、家賃を支払っている世帯の割合から、実際の支出額を推計。

介護老人福祉施設の報酬体系の見直し案－全室個室・ユニットケア施設の居住費③（新築・既存・増改築別の整理）

施設類型	A 平成14年度以降に新築した施設			B 平成13年度以前に建築した既存の施設				C 既存施設で平成14年度以降に個室・ユニットに改築・増築・増改築・拡張・大規模修繕（模様替）等を行うもの		
	A1 全室個室・ユニット	A2 一部個室・ユニット	A3 個室・ユニットなし	B1 全室個室・ユニット	B2 一部個室・ユニット		B3 個室・ユニットなし	C1 全室個室・ユニット (平成14年度以降に全室個室・ユニットに改築等)	C2 一部個室・ユニット (平成14年度以降に一部個室・ユニットを新設・拡大)	
		個室・ユニット部分は3割以内限定			個室・ユニット部分が3割超	個室・ユニット部分が3割以内			個室・ユニット部分の新設・拡大後、当該部分が3割超の施設 ※3	個室・ユニット部分の新設・拡大後、当該部分が3割以内にとどまる施設
施設整備費	新補助	従来補助	従来補助	従来補助	従来補助	従来補助	従来補助	改築等時新補助	増築等時法人負担又は新補助	増築等時法人負担又は新補助
介護報酬	新報酬	従来報酬	従来報酬	従来報酬/新報酬を施設が選択	【一部個室・ユニット部分】 従来報酬/新報酬を施設が選択 【多人数部屋】 従来報酬	従来報酬	従来報酬	新報酬	【一部個室・ユニット部分】 新報酬 【多人数部屋】 従来報酬	従来報酬
居住費徴収	○	×	×	×/○を施設が選択	【一部個室・ユニット部分】 ×/○を施設が選択 【多人数部屋】 ×	×	×	○	【一部個室・ユニット部分】 ○ 【多人数部屋】 ×	×

※1 ユニットの無い単なる個室については、新築・既存・増築等のいずれの場合にも、従来報酬。個室のかけ増し経費及び光熱水費の徴収不可（現行の運営基準の改正・解釈変更なし）。

※2 従来の施設整備費補助の個室加算（定員の3割限度）及びユニット加算は、平成15年度以降廃止予定。

※3 全室個室・ユニット化する計画を提出する場合に限る。

介護療養型医療施設の報酬体系の見直し案①

【療養病床を有する病院の人員配置】

現行の報酬体系

○ 療養病床を有する病院における、看護職員 6 : 1 ・介護職員 3 : 1 の配置の報酬は、平成 12 年 3 月 31 日において 6 月以上同様の人員配置の診療報酬が算定されていた病棟について、平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定する。

見直し案

A 案：経過措置に従い、看護職員 6 : 1 ・介護職員 3 : 1 の配置の報酬上の評価は、平成 15 年 3 月 31 日限りとする。

B 案：看護職員 6 : 1 ・介護職員 3 : 1 の配置の報酬上の評価を、平成 15 年 3 月 31 日以降も存続する。

データ

○介護保険施設の入所者 100 人あたり人員配置 (人)

	介護老人福祉施設 (3:1)	介護老人保健施設 (3:1)	介護療養型医療施設	
			(看護 6:1 +介護 3:1 = 計 2:1)	(看護 6:1 +介護 4:1 = 計 2.4:1)
介護職員	31	25	34	25
看護職員	3	9	17	17

○療養病床の人員配置の状況

(介護給付費実態調査、平成 13 年 5 月審査分)

看護/介護職員の配置	1 人 1 か月の介護報酬 (円) ※1	入院患者数 (人) ※2	割合 (%) ※2	平均要介護度 ※2
6:1/3:1	46.4 万	52,656	58.0%	4.05
6:1/4:1	44.2 万	31,612	34.8%	3.98
6:1/5:1	42.6 万	4,022	4.4%	3.95
6:1/6:1	41.5 万	2,485	2.7%	3.88

※1 療養病床を有する病院、その他地域、設定時の平均要介護度 3.64 の場合。基本食事サービス費を含む。

※2 介護力強化病棟の入院患者を含む。

○療養病床における介護報酬と診療報酬の比較

介護報酬 [療養型介護療養施設サービス費]		診療報酬 [老人療養病棟入院基本料]	
看護/介護職員の配置	介護報酬 単位数 (単位)	看護/介護職員の配置	診療報酬 点数 (点)
6:1/3:1 (計 2.0:1)	1,193~1,377	5:1/4:1 (計 2.2:1)	1,281~1,341
6:1/4:1 (計 2.4:1)	1,126~1,299		
6:1/5:1 (計 2.7:1)	1,079~1,245		
6:1/6:1 (計 3.0:1)	1,048~1,209	5:1/5:1 (計 2.5:1)	1,210~1,270
(平成 15 年 3 月までの経過措置は記載していない)			

注 1：介護報酬は要介護 1～5 の場合、診療報酬は日常生活障害加算・痴呆加算を含まない場合と含む場合の報酬を示す。

注 2：老人療養病棟入院基本料については、介護報酬と算定条件を同一にするため、夜間勤務等看護加算 5 (25 点)、療養病棟療養環境加算 (105 点) の加算後の点数を用いている。

注 3：老人療養病棟入院基本料には、おむつ代が含まれていない。また、介護報酬では特定診療費として別に評価される、感染対策指導加算、初期入院管理、単純エックス線撮影・診断、理学療法・作業療法・言語療法のうち集団療法に相当する療養が、包括的に評価されている。

介護療養型医療施設の報酬体系の見直し案②【診療報酬改定に伴う事項】

現行の報酬体系

【療養型介護療養施設サービス費】

夜間勤務等看護(Ⅰ) ・看護15:1以上(最低2人)	23 単位	1日につき (施設サービス 費に加算)
夜間勤務等看護(Ⅱ) ・看護20:1以上(最低2人)	14 単位	
夜間勤務等看護(Ⅲ) ・看護30:1以上(最低2人)	5 単位	
夜間勤務等看護(Ⅳ) ・看護+介護20:1以上(最低2人、うち1人は看護)	7 単位	

【痴呆疾患型介護療養施設サービス費】

痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ・看護6:1、介護4:1	1,123～ 1,291 単位	要介護度別の 単価 1日につき
痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ・看護6:1、介護5:1	1,093～ 1,256 単位	
痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) ・看護6:1、介護6:1	1,073～ 1,233 単位	
痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) ・看護6:1、介護8:1	1,044～ 1,200 単位	

(特定診療費)

感染対策指導管理	150 単位	1月あたり
----------	--------	-------

見直し案

【療養型介護療養施設サービス費】

夜間勤務等看護(Ⅰ) ・看護15:1以上(最低2人)	〇〇単位	1日につき
夜間勤務等看護(Ⅱ) ・看護20:1以上(最低2人)	〇〇単位	1日につき
(旧「夜間勤務等看護(Ⅲ)」は廃止) ※診療報酬の旧「夜間勤務等看護加算1c」に相当		
夜間勤務等看護(Ⅲ) ・看護+介護20:1以上(最低2人、うち1人は看護)	〇〇単位	1日につき

【痴呆疾患型介護療養施設サービス費】

痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ・看護6:1、介護4:1	〇〇～ 〇〇単位	要介護度別の 単価 1日につき
痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ・看護6:1、介護5:1	〇〇～ 〇〇単位	
痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) ・看護6:1、介護6:1	〇〇～ 〇〇単位	
(「痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)」は廃止)		

【療養型・診療所型・痴呆疾患型介護療養施設サービス費】

院内感染防止対策未実施減算	〇〇単位	1日につき
医療安全管理体制未整備減算	〇〇単位	1日につき (新設)
褥瘡対策未実施減算	〇〇単位	1日につき (新設)

関連する平成14年診療報酬改定の内容

- 夜間勤務等看護加算1a(看護15:1以上、最低2人)、1b(看護20:1以上、最低2人)、1c(看護30:1以上、最低2人)、2a(看護+看護補助20:1以上、最低2人)、2b(看護+看護補助30:1以上、最低2人)のうち夜間勤務等看護加算1cを廃止、看護10:1の評価を新設
- 老人性痴呆疾患療養病棟入院料1(看護6:1、看護補助6:1)、入院料2(看護6:1、看護補助8:1)のうち、入院料2を廃止
- 医療安全管理体制未整備減算・褥瘡対策未実施減算を新設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設の入所（入院）者に関する運営基準の見直し案

現行

【運営基準】

1 指定介護老人福祉施設

（入退所）

第6条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

2 介護老人保健施設

（入退所）

第7条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

3 指定介護療養型医療施設

（入退院）

第8条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

【解釈通知】

原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。

見直し案

○ 各施設は、入所（入院）希望者が多い場合において、入所（入院）者を決定するに当たっては、それぞれ以下の事情を勘案。〔現行の運営基準に追加〕

1 指定介護老人福祉施設

- ・ 介護の必要度や家族等の状況

2 介護老人保健施設

- ・ 医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要度

3 指定介護療養型医療施設

- ・ 長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要度

○ 今年度内できるだけ早く実施。